

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q001

○ ×

委任契約

次の記述は正しいか。
委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

Q002

○ ×

委任契約

次の記述は正しいか。
委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

Q003

2択

委任契約

次のうち、正しい記述はどちらか。

選択肢

1. 委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。
2. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

答え・解説

正答：委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

Q004

4択

委任契約

次のうち、最も適切なものはどれか。

選択肢

- A. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- B. 委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。
- C. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- D. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

答え・解説

正答：D. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

Q005

4択

委任契約

次のうち、不適切なものはどれか。

選択肢

- A. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。
- B. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。
- C. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。
- D. 委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。

答え・解説

正答：D. 委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q006

○ ×

委任契約

基礎確認：次の説明は適切か。
委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

Q007

○ ×

委任契約

基礎確認：次の説明は適切か。
委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

Q008

2択

委任契約

次のうち、誤っている記述はどちらか。

選択肢

1. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。
2. 委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。

答え・解説

正答：委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

Q009

4択

委任契約

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。

選択肢

- A. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- B. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- C. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。
- D. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

答え・解説

正答：D. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

Q010

4択

委任契約

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。

選択肢

- A. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。
- B. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。
- C. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。
- D. 委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。

答え・解説

正答：D. 委任契約では、受任者が無報酬であれば善良な管理者の注意義務を負わない。

解説：委任は事務処理を目的とする契約であり、結果完成を目的とする請負とは区別する。

要点：民法・委任

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q011

○ ×

委任の解除

次の記述は正しいか。
委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

Q012

○ ×

委任の解除

次の記述は正しいか。
委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

Q013

2択

委任の解除

次のうち、正しい記述はどちらか。

選択肢

1. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。
2. 委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。

答え・解説

正答：委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

Q014

4択

委任の解除

次のうち、最も適切なものはどれか。

選択肢

- A. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。
B. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
C. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
D. 委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。

答え・解説

正答：A. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

Q015

4択

委任の解除

次のうち、不適切なものはどれか。

選択肢

- A. 委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。
B. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。
C. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。
D. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。

答え・解説

正答：A. 委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q016

○ ×

委任の解除

基礎確認：次の説明は適切か。
委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

Q017

○ ×

委任の解除

基礎確認：次の説明は適切か。
委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

Q018

2択

委任の解除

次のうち、誤っている記述はどちらか。

選択肢

1. 委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。
2. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。

答え・解説

正答：委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

Q019

4択

委任の解除

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。

選択肢

- A. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- B. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。
- C. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。
- D. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。

答え・解説

正答：B. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

Q020

4択

委任の解除

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。

選択肢

- A. 委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。
- B. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。
- C. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。
- D. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。

答え・解説

正答：A. 委任契約は、契約期間中であれば委任者・受任者のいずれからも解除できない。

解説：委任は信頼関係を基礎とするため解除が認められるが、時期や態様によって損害賠償が問題になる。

要点：民法・委任

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q021

○ x

代理

次の記述は正しいか。
代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：○

解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。

要点：民法・代理

Q022

○ x

代理

次の記述は正しいか。
代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：x

解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。

要点：民法・代理

Q023

2択

代理

次のうち、正しい記述はどちらか。

選択肢

1. 代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。
2. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

答え・解説

正答：代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。

要点：民法・代理

Q024

4択

代理

次のうち、最も適切なものはどれか。

選択肢

- A. 代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。
B. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。
C. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
D. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。

答え・解説

正答：B. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。

要点：民法・代理

Q025

4択

代理

次のうち、不適切なものはどれか。

選択肢

- A. 代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。
B. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。
C. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。
D. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。

答え・解説

正答：A. 代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。

解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。

要点：民法・代理

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q026

○ ×

代理

基礎確認：次の説明は適切か。
代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○
解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。
要点：民法・代理

Q027

○ ×

代理

基礎確認：次の説明は適切か。
代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×
解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。
要点：民法・代理

Q028

2択

代理

次のうち、誤っている記述はどちらか。

選択肢

1. 代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。
2. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

答え・解説

正答：代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。
解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。
要点：民法・代理

Q029

4択

代理

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。

選択肢

- A. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- B. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- C. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。
- D. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

答え・解説

正答：D. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。
解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。
要点：民法・代理

Q030

4択

代理

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。

選択肢

- A. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。
- B. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。
- C. 代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。
- D. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。

答え・解説

正答：C. 代理人が権限内で行った行為であっても、法律効果は常に代理人本人にだけ帰属する。
解説：代理は、代理人の法律行為の効果を本人に帰属させる制度である。
要点：民法・代理

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q031

○ ×

無権代理

次の記述は正しいか。
無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

Q032

○ ×

無権代理

次の記述は正しいか。
無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

Q033

2択

無権代理

次のうち、正しい記述はどちらか。

選択肢

1. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。
2. 無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。

答え・解説

正答：無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

Q034

4択

無権代理

次のうち、最も適切なものはどれか。

選択肢

- A. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。
- B. 無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。
- C. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- D. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。

答え・解説

正答：A. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

Q035

4択

無権代理

次のうち、不適切なものはどれか。

選択肢

- A. 無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。
- B. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。
- C. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。
- D. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

答え・解説

正答：A. 無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q036

○ ×

無権代理

基礎確認：次の説明は適切か。
無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

Q037

○ ×

無権代理

基礎確認：次の説明は適切か。
無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

Q038

2択

無権代理

次のうち、誤っている記述はどちらか。

選択肢

1. 無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。
2. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。

答え・解説

正答：無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

Q039

4択

無権代理

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。

選択肢

- A. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。
- B. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。
- C. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- D. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。

答え・解説

正答：B. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

Q040

4択

無権代理

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。

選択肢

- A. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。
- B. 無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。
- C. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。
- D. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。

答え・解説

正答：B. 無権代理行為は、本人が知らなくても当然に本人へ効力を生じる。

解説：権限のない者が代理行為をした場合、本人の追認がなければ本人に効果は帰属しないのが原則である。

要点：民法・代理

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q041

○ x

消滅時効

次の記述は正しいか。
一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：○

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

Q042

○ x

消滅時効

次の記述は正しいか。
一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：x

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

Q043

2択

消滅時効

次のうち、正しい記述はどちらか。

選択肢

1. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。
2. 一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。

答え・解説

正答：一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

Q044

4択

消滅時効

次のうち、最も適切なものはどれか。

選択肢

- A. 一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。
- B. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- C. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- D. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。

答え・解説

正答：D. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

Q045

4択

消滅時効

次のうち、不適切なものはどれか。

選択肢

- A. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。
- B. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。
- C. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。
- D. 一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。

答え・解説

正答：D. 一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q046

○ ×

消滅時効

基礎確認：次の説明は適切か。
一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

Q047

○ ×

消滅時効

基礎確認：次の説明は適切か。
一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

Q048

2択

消滅時効

次のうち、誤っている記述はどちらか。

選択肢

1. 一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。
2. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。

答え・解説

正答：一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

Q049

4択

消滅時効

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。

選択肢

- A. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。
- B. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- C. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- D. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。

答え・解説

正答：A. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

Q050

4択

消滅時効

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。

選択肢

- A. 一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。
- B. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。
- C. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。
- D. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

答え・解説

正答：A. 一般的な債権は、権利を行使できることを知ってから必ず1年で時効消滅する。

解説：改正民法では一般債権について主観的起算点5年・客観的起算点10年の枠組みを押さえる。

要点：民法・時効

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q051

○ ×

債務不履行

次の記述は正しいか。
債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。

要点：民法・債務不履行

Q052

○ ×

債務不履行

次の記述は正しいか。
債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。

要点：民法・債務不履行

Q053

2択

債務不履行

次のうち、正しい記述はどちらか。

選択肢

1. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。
2. 債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。

答え・解説

正答：債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。

解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。

要点：民法・債務不履行

Q054

4択

債務不履行

次のうち、最も適切なものはどれか。

選択肢

- A. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- B. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。
- C. 債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。
- D. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。

答え・解説

正答：B. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。

解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。

要点：民法・債務不履行

Q055

4択

債務不履行

次のうち、不適切なものはどれか。

選択肢

- A. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。
- B. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。
- C. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。
- D. 債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。

答え・解説

正答：D. 債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。

解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。

要点：民法・債務不履行

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q056

○ ×

債務不履行

基礎確認：次の説明は適切か。
債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○
解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。
要点：民法・債務不履行

Q057

○ ×

債務不履行

基礎確認：次の説明は適切か。
債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×
解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。
要点：民法・債務不履行

Q058

2択

債務不履行

次のうち、誤っている記述はどちらか。
選択肢
1. 債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。
2. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。

答え・解説

正答：債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。
解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。
要点：民法・債務不履行

Q059

4択

債務不履行

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。
選択肢
A. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
B. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。
C. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
D. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。

答え・解説

正答：B. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。
解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。
要点：民法・債務不履行

Q060

4択

債務不履行

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。
選択肢
A. 債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。
B. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。
C. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。
D. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。

答え・解説

正答：A. 債務不履行とは履行遅滞だけを指し、履行不能や不完全履行は含まれない。
解説：債務不履行は、契約上の義務が本旨に従って履行されない状態を広く含む。
要点：民法・債務不履行

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q061

○ ×

請負契約

次の記述は正しいか。
請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。
選択肢
○
×

答え・解説

正答：○
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

Q062

○ ×

請負契約

次の記述は正しいか。
請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。
選択肢
○
×

答え・解説

正答：×
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

Q063

2択

請負契約

次のうち、正しい記述はどちらか。
選択肢
1. 請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。
2. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。

答え・解説

正答：請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

Q064

4択

請負契約

次のうち、最も適切なものはどれか。
選択肢
A. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
B. 請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。
C. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
D. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。

答え・解説

正答：D. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

Q065

4択

請負契約

次のうち、不適切なものはどれか。
選択肢
A. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。
B. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。
C. 請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。
D. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。

答え・解説

正答：C. 請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q066

○ x

請負契約

基礎確認：次の説明は適切か。
請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：○
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

Q067

○ x

請負契約

基礎確認：次の説明は適切か。
請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：x
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

Q068

2択

請負契約

次のうち、誤っている記述はどちらか。

選択肢

1. 請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。
2. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。

答え・解説

正答：請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

Q069

4択

請負契約

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。

選択肢

- A. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
B. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。
C. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。
D. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。

答え・解説

正答：B. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

Q070

4択

請負契約

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。

選択肢

- A. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。
B. 請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。
C. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。
D. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。

答え・解説

正答：B. 請負契約は、仕事の完成ではなく、単に相談に応じることだけを目的とする契約である。
解説：請負は仕事の完成を目的とする契約であり、委任とは区別する。
要点：民法・請負

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q071

○ x

共用部分の持分

次の記述は正しいか。
共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：○

解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。

要点：区分所有法・共用部分

Q072

○ x

共用部分の持分

次の記述は正しいか。
共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：x

解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。

要点：区分所有法・共用部分

Q073

2択

共用部分の持分

次のうち、正しい記述はどちらか。

選択肢

- 共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。
- 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。

答え・解説

正答：共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。

解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。

要点：区分所有法・共用部分

Q074

4択

共用部分の持分

次のうち、最も適切なものはどれか。

選択肢

- 共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。
- 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。
- この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。

答え・解説

正答：C. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。

解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。

要点：区分所有法・共用部分

Q075

4択

共用部分の持分

次のうち、不適切なものはどれか。

選択肢

- 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。
- 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。
- 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。
- 共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。

答え・解説

正答：D. 共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。

解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。

要点：区分所有法・共用部分

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q076

○ x

共用部分の持分

基礎確認：次の説明は適切か。
共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：○

解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。
要点：区分所有法・共用部分

Q077

○ x

共用部分の持分

基礎確認：次の説明は適切か。
共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。

選択肢

○
x

答え・解説

正答：x

解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。
要点：区分所有法・共用部分

Q078

2択

共用部分の持分

次のうち、誤っている記述はどちらか。

選択肢

1. 共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。
2. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。

答え・解説

正答：共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。
解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。

要点：区分所有法・共用部分

Q079

4択

共用部分の持分

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。

選択肢

- A. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- B. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- C. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。
- D. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。

答え・解説

正答：D. 共用部分の共有持分は、規約に別段の定めがない限り、各区分所有者の専有部分の床面積割合による。

解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。
要点：区分所有法・共用部分

Q080

4択

共用部分の持分

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。

選択肢

- A. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。
- B. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。
- C. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。
- D. 共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。

答え・解説

正答：D. 共用部分の共有持分は、規約に関係なく常に各区分所有者で完全に同一割合となる。

解説：共用部分の持分割合は床面積割合が原則で、規約による別段の定めがあり得る。
要点：区分所有法・共用部分

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q081

○ ×

管理者

次の記述は正しいか。
区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。

要点：区分所有法・管理者

Q082

○ ×

管理者

次の記述は正しいか。
区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。

要点：区分所有法・管理者

Q083

2択

管理者

次のうち、正しい記述はどちらか。

選択肢

1. 区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。
2. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。

答え・解説

正答：区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。

要点：区分所有法・管理者

Q084

4択

管理者

次のうち、最も適切なものはどれか。

選択肢

- A. 区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。
- B. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。
- C. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- D. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。

答え・解説

正答：B. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。

要点：区分所有法・管理者

Q085

4択

管理者

次のうち、不適切なものはどれか。

選択肢

- A. 区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。
- B. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。
- C. 請負契約は、仕事の完成と、その仕事の結果に対する報酬の支払いを基本内容とする。
- D. 一般的な債権は、権利を行使できることを知った時から5年、または権利を行使できる時から10年で時効消滅し得る。

答え・解説

正答：A. 区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。

要点：区分所有法・管理者

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q086

○ ×

管理者

基礎確認：次の説明は適切か。
区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。
要点：区分所有法・管理者

Q087

○ ×

管理者

基礎確認：次の説明は適切か。
区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。
要点：区分所有法・管理者

Q088

2択

管理者

次のうち、誤っている記述はどちらか。

選択肢

1. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。
2. 区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。

答え・解説

正答：区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。
要点：区分所有法・管理者

Q089

4択

管理者

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。

選択肢

- A. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。
B. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。
C. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
D. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。

答え・解説

正答：A. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。
要点：区分所有法・管理者

Q090

4択

管理者

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。

選択肢

- A. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。
B. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。
C. 委任契約は、各当事者が原則としていつでも解除できるが、不利な時期の解除では損害賠償の問題が生じ得る。
D. 区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。

答え・解説

正答：D. 区分所有建物の管理者は、必ず国土交通大臣が直接選任する。

解説：管理者は管理組合運営の重要主体であり、通常は集会決議で選任・解任される。
要点：区分所有法・管理者

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q091

○ ×

議決権行使

次の記述は正しいか。
集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会

Q092

○ ×

議決権行使

次の記述は正しいか。
集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会

Q093

2 択

議決権行使

次のうち、正しい記述はどちらか。

選択肢

1. 集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。
2. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。

答え・解説

正答：集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会

Q094

4 択

議決権行使

次のうち、最も適切なものはどれか。

選択肢

- A. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。
- B. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
- C. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。
- D. 集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。

答え・解説

正答：C. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会

Q095

4 択

議決権行使

次のうち、不適切なものはどれか。

選択肢

- A. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。
- B. 区分所有者は、規約に別段の定めがない限り、集会の決議により管理者を選任または解任できる。
- C. 委任契約では、受任者は委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって委任事務を処理する義務を負う。
- D. 集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。

答え・解説

正答：D. 集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会

科目：民法・区分所有法 | 1ページ5問・左：問題 / 右：答えと解説

Q096

○ ×

議決権行使

基礎確認：次の説明は適切か。
集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：○

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会

Q097

○ ×

議決権行使

基礎確認：次の説明は適切か。
集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。

選択肢

○
×

答え・解説

正答：×

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会

Q098

2択

議決権行使

次のうち、誤っている記述はどちらか。

選択肢

1. 集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。
2. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。

答え・解説

正答：集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会

Q099

4択

議決権行使

管理業務主任者試験の基礎知識として、正しいものはどれか。

選択肢

- A. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。
B. この制度は管理会社の広告表現だけを定めるものである。
C. この論点は区分所有建物では一切問題にならない。
D. 当事者が合意すれば強行規定に反しても常に有効である。

答え・解説

正答：A. 集会に出席しない区分所有者は、書面または代理人によって議決権を行使できる。

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会

Q100

4択

議決権行使

管理業務主任者試験の基礎知識として、誤っているものはどれか。

選択肢

- A. 代理人が権限内で本人のためにすることを示して意思表示をした場合、その効果は本人に帰属する。
B. 無権代理行為は、本人が追認しなければ、原則として本人に効力を生じない。
C. 集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。
D. 債務不履行には、履行遅滞、履行不能、不完全履行などが含まれる。

答え・解説

正答：C. 集会に出席しない区分所有者は、どのような方法でも議決権を行使できない。

解説：集会に出席できない場合でも、書面や代理人による議決権行使が認められる。

要点：区分所有法・集会